

専 決 処 分 報 告

次の事件は、芦屋市教育委員会委任規則第5条の規定により、別紙のとおり専決処分したので、教育委員会に報告し、その承認を求める。

令和7年11月6日提出

芦屋市教育長 野 村 大 祐

記

芦屋市こども・若者未来応援会議委員の委嘱について

処分理由

令和7年10月1日付の兵庫県警察の人事異動に伴い、後任の委員を委嘱する必要が生じたもので、急施を要したため専決処分したものの。

専決第 13 号

芦屋市こども・若者未来応援会議委員の委嘱について

令和 7 年 10 月 1 日付の兵庫県警察の人事異動に伴い、後任の委員を委嘱する必要が生じたため、芦屋市教育委員会委任規則第 5 条により、専決処分する。

令和 7 年 11 月 6 日

芦屋市教育長 野 村 大 祐

1 委嘱する委員

氏 名 し めい	性別	出身団体等の名称及び役職	満年齢	通 算 在任期間
おおたけ ともよし 大竹 智義	男	兵庫県芦屋警察署生活安全課 課長		0 年

2 任 期 令和 7 年 1 0 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで
(前任者の残任期間とする。)

3 根 拠 法 令 芦屋市こども・若者未来応援会議条例（令和 7 年 3 月 2 4 日条例第 9 号）第 1 条から第 4 条まで

芦屋市子ども・若者未来応援会議委員名簿

令和7年10月1日（順不同）

新								旧							
任期	令和7年10月1日～令和9年3月31日（任期2年）							任期	令和7年9月1日～令和9年3月31日（任期2年）						
区分	ふりがな 氏 名	性別	満年齢 （※1）	出身団体等の 名称及び役職	通 算 在任期間	構成員の 変更	備 考	区分	ふりがな 氏 名	性別	満年齢 （※1）	出身団体等の 名称及び役職			
学識経験者	てらみ ふうこ 寺見 陽子	女		大阪公立大学客員研究員	11年9か月	無		学識経験者	てらみ ふうこ 寺見 陽子	女		大阪公立大学客員研究員			
学識経験者	やました こういち 山下 晃一	男		神戸大学大学院教授	6年1か月	無		学識経験者	やました こういち 山下 晃一	男		神戸大学大学院教授			
学識経験者	にしむら まい 西村 真実	女		武庫川女子大学准教授	8年1か月	無		学識経験者	にしむら まい 西村 真実	女		武庫川女子大学准教授			
学識経験者	あかぎ あづしげ 赤木 和重	男		神戸大学大学院教授	2年1か月	無		学識経験者	あかぎ あづしげ 赤木 和重	男		神戸大学大学院教授			
就学前教育 保育施設	かねぐさ ちか 金岡 幸	女		芦屋市立西蔵こども園園長	1か月	無		就学前教育 保育施設	かねぐさ ちか 金岡 幸	女		芦屋市立西蔵こども園園長			
就学前教育 保育施設	おの けい 小野 浩誠	男		認定こども園はなえみ保育園園長	1か月	無		就学前教育 保育施設	おの けい 小野 浩誠	男		認定こども園はなえみ保育園園長			
就学前教育 保育施設	すゐろく かなこ 末光 加奈子	女		芦屋市立西山幼稚園園長	1か月	無		就学前教育 保育施設	すゐろく かなこ 末光 加奈子	女		芦屋市立西山幼稚園園長			
保護者団体	たけなか けいこ 竹中 恵子	女		芦屋市PTA協議会会計	1か月	無		保護者団体	たけなか けいこ 竹中 恵子	女		芦屋市PTA協議会会計			
保護者団体	ともひろ つよし 友廣 剛	男		芦屋市学童保育保護者連絡会	11年9か月	無		保護者団体	ともひろ つよし 友廣 剛	男		芦屋市学童保育保護者連絡会			
子育て支援 団体	やまぎ げんき 山崎 元輝	男		芦屋市社会福祉協議会事務局長	1か月	無		子育て支援 団体	やまぎ げんき 山崎 元輝	男		芦屋市社会福祉協議会事務局長			
子育て支援 団体	やまだ きさ 山田 佐知	女		芦屋市民生児童委員協議会主任児童委員	6年7か月	無		子育て支援 団体	やまだ きさ 山田 佐知	女		芦屋市民生児童委員協議会主任児童委員			
子育て支援 団体	かとう けいこ 加藤 純子	女		芦屋市子ども会連絡協議会常任理事	4年1か月	無		子育て支援 団体	かとう けいこ 加藤 純子	女		芦屋市子ども会連絡協議会常任理事			
青少年関係 団体	いりえ けいさ 入江 祝栄	女		芦屋市青少年育成愛護委員会会長	8年1か月	無		青少年関係 団体	いりえ けいさ 入江 祝栄	女		芦屋市青少年育成愛護委員会会長			
青少年関係 団体	まつば けすお 松枝 泰生	男		芦屋市保護司会会長	2年1か月	無		青少年関係 団体	まつば けすお 松枝 泰生	男		芦屋市保護司会会長			
事業主団体	たけだ ともゆき 武田 義勇貴	男		芦屋市商工会理事	6年1か月	無		事業主団体	たけだ ともゆき 武田 義勇貴	男		芦屋市商工会理事			
労働者団体	しぐま あみ 志熊 亜美	女		芦屋地方労働組合協議会	1か月	無		労働者団体	しぐま あみ 志熊 亜美	女		芦屋地方労働組合協議会			
市民	ウィルソン めぐみ 恵 意	女		市民委員	2年1か月	無		市民	ウィルソン めぐみ 恵 意	女		市民委員			
市民	せんご まさひと 千田 大仁	男		市民委員	1か月	無		市民	せんご まさひと 千田 大仁	男		市民委員			
行政	にしげだ かつよし 西端 充志	男		芦屋市立潮見中学校校長	2年6か月	無		行政	にしげだ かつよし 西端 充志	男		芦屋市立潮見中学校校長			
行政	やました ともみ 山下 恭義	男		芦屋警察署生活安全課課長	0か月	有		行政	やました ともみ 山下 恭範	男		芦屋警察署生活安全課課長			
行政	しおやま りゅう 塩山 利枝	女		芦屋市教育委員会教育部参事	6か月	無		行政	しおやま りゅう 塩山 利枝	女		芦屋市教育委員会教育部参事			
行政	ちのちま かなみ 茶嶋 奈美	女		芦屋市こども福祉部参事	1年2か月	無		行政	ちのちま かなみ 茶嶋 奈美	女		芦屋市こども福祉部参事			
市長が適当 と認める者	スナリ サチン	男		大学生	1か月	無		市長が適当 と認める者	スナリ サチン	男		大学生			
市長が適当 と認める者	もりわけ ゆきかな 森脇 由希奈	女		大学生	1か月	無		市長が適当 と認める者	もりわけ ゆきかな 森脇 由希奈	女		大学生			

※1 就任時点での満年齢になります。

芦屋市子ども・若者未来応援会議条例（抜粋）

（設置）

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第1項及び地方青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号）第1条の規定に基づき、芦屋市子ども・若者未来応援会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 子ども・子育て支援法第72条第1項各号に掲げる事務に関すること。
- (2) 地方青少年問題協議会法第2条第1項各号に掲げる事務に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、本市の子ども・若者に係る施策の推進に関し必要と認めること。

（組織）

第3条 会議は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 就学前教育・保育施設関係者
- (3) 保護者団体関係者
- (4) 子育て支援団体関係者
- (5) 青少年関係団体関係者
- (6) 事業主団体関係者
- (7) 労働者団体関係者
- (8) 市民
- (9) 関係行政機関の職員
- (10) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（芦屋市青少年問題協議会条例の廃止に伴う経過措置）

5 この条例の施行の際、現に芦屋市青少年問題協議会の委員である者は、この条例の施行の日に、第3条第2項の規定により会議の委員として委嘱又は任命されたものとみなす。この場合において、その委嘱又は任命されたものとみなされる委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、令和7年8月31日までとする。